

お知らせ

平成 22 年 3 月 8 日

資料提供先: 米子市政記者クラブ

日野川河川事務所管内の河川等災害応急対策活動等に 協力いただける建設業者の募集について

日野川河川事務所では、日野川、法勝寺川、大山砂防、皆生海岸、菅沢ダムの管理区間を対象として災害が発生した場合の応急対策活動等にご協力いただける建設業者(条件あり)を募集します。

対象期間 : 平成22年4月(協定日)～平成23年3月31日(木)

募集期間 : 平成22年3月12日(金)～3月26日(金)

詳細については、別紙添付資料または、ホームページをご参照下さい。

国土交通省中国地方整備局
日野川河川事務所

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局

日野川河川事務所

TEL 0859-27-5484(代表)

(技)副所長 上橋 昇 (内線204)
工務課長 大木 孝志 (内線311)

河川等災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「河川等災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は、下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 河川等災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 国土交通省日野川河川事務所が管理する河川、砂防、海岸、ダム(別紙協定場所)における災害応急対策活動等への協力を原則とする。
- (3) 活動内容 日野川河川事務所管内の河川、砂防、海岸、ダムの所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するもの。
- (4) 協定期間 協定締結後 ～ 平成23年3月31日(木)

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成21・22年度「一般土木工事」の一般競争参加資格の認定を単体で受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けいること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 過去10年間(平成12年度以降)において、日野川河川事務所が発注した工事の施工実績があること。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局(旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。)の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものは実績として認めない。
また、当該実績が財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム(CORINS)」(以下、「CORINS」という。)に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事及び中国地方整備局における平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りではない。

(6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・ 1級建設機械施工技士
 - ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
 - ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

(7) 公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 鳥取県内における建設業法の許可を有する本店が、日野川河川事務所が管理する区域の市町村内にあり、かつ下記の条件を満たすこと。

- ① 日野川、法勝寺川は米子市・日吉津村・南部町・伯耆町
- ② 皆生海岸は米子市・境港市
- ③ 大山砂防は伯耆町・江府町
- ④ 菅沢ダムは日南町・日野町

(9) H22年度に日野川河川事務所が発注した各維持工事を既に請け負った社については、当該維持工事区域以外であれば協定締結可能である。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。
- (2) 応募者が多数の場合はヒアリング等を実施して決定します。

4. 担当部門

〒689-3537 鳥取県米子市古豊千678
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 工務課
TEL 0859-27-5484 (代表) 内線541
FAX 0859-27-2348
担当者 脇谷 光弘

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】
- ②過去の施工実績がCORINSに登録されていない場合は、確認できる書類(契約書の写し等)を提出願います。
*技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ①提出方法：申請書（追加資料含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。
- ②受付期間：平成22年3月12日（金）から平成22年3月26日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。
- ③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

- ①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。
- ②受領期間：平成22年3月12日（金）から平成22年3月18日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ③提出場所：4. に同じ

(4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、平成22年3月24日（水）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②場 所：4. に同じ。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。
- ②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。
- ④協定書(案)については、事務所ホームページに記載していますのでご参照ください。

(別記様式1)

(用紙A4)

基本協定参加資格確認申請書

平成22年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

日野川河川事務所長 藤原 博昭 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

平成22年3月〇〇日付けで募集のありました「河川等災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記のとおり申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

技術者の氏名(フリガナ)	
生年月日(西暦)	
最終学歴	
法令等による資格・免許	
第1希望場所	
第2希望場所	
第3希望場所	

※ 希望協定場所については最大3箇所までとします。(番号でお書きください)

問い合わせ先

担当者 : ○○ ○○

部 署 : ○○本店 ○○部 ○○課

電話番号 : (代) ○○○-○○○-○○○○ (内線 ○○○)
FAX ○○○-○○○-○○○○

別紙 協定場所

	協定場所		区 間
	番号	場 所	
砂防	1	俣野川、船谷川	一級河川日野川水系支川俣野川、船谷川における直轄砂防工事区域
	2	小江尾川、白水川	一級河川日野川水系支川小江尾川、白水川における直轄砂防工事区域
	3	大江川	一級河川日野川水系支川大江川における直轄砂防工事区域
	4	清山川、別所川	一級河川日野川水系支川清山川、別所川における直轄砂防工事区域
海岸	5	皆生海岸	皆生海岸のうち米子市皆生新田地先から境港市新屋地先までの直轄海岸工事区域 延長10,620メートル
河川	6	日野川下流	一級河川日野川水系日野川本川の直轄管理区間で(0k000～8k200付近の米子市、伯耆町境まで)
	7	日野川上流	一級河川日野川水系日野川本川の直轄管理区間で(8k200付近の米子市、伯耆町境～17k000)
	8	法勝寺川	一級河川日野川水系支川法勝寺川の直轄管理区間で(0k000～10k900)
ダム	9	菅沢ダム	一級河川日野川水系支川印賀川、中原川、秋原川における菅沢ダム直轄管理区間
共通（追加）			ただし、災害状況によっては日野川河川事務所管内とする

河川等災害応急対策活動等に関する基本協定(案)

(目的)

- 第 1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省日野川河川事務所長 ○○ ○○（以下、「甲」という。）が管理する河川・砂防・海岸・ダム(以下「河川等」という。)において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、河川等沿川に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 ○○建設 代表取締役社長 ○○ ○○(以下、「乙」という。)に対し、「河川等災害応急対策活動等(以下、「活動」という。)に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

(活動の実施区域)

- 第 2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、一級河川日野川水系○○○の○○○区間(○k○○～○k○○)(以下、「実施区域」という。)とする。
ただし、災害状況によっては日野川河川事務所管内とする。

(活動内容)

- 第 3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

(建設資機材等の報告)

- 第 4条 乙は、本活動を実施するために必要な建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。
- 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。
 - 甲は、甲の保有する建設資機材等をあらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

- 第 5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

- 第 6条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
- 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

(活動の実施)

- 第 7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
- 活動の直接の指示は、当該活動実施区間を担当する出張所長及び管理支所長並びに建設監督官(以下「出張所長等」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(契約の締結)

- 第 8条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

- 第 9条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(維持工事請負業者との協力)

- 第 10条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者(以下、「丙」という。)と協力して活動を実施するものとする。
- 甲は、本活動の実施区域を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

第11条 乙は、活動が完了したときは、直ちに出張所長等に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第12条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第8条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第13条 甲は、第12条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第8条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第14条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第15条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

(その他)

第16条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成22年〇〇月〇〇日

甲 国土交通省中国地方整備局
日野川河川事務所長 ○ ○ ○ ○

乙 株式会社 ○〇建設
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○